

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	諫早市 422045
地域名 (地域内農業集落名)	高来地域 (湯江、小江深海)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	512.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	509.5 ha
② 田の面積	378 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	131.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・高来地区は、多良岳を背にして南向きに広がる扇状の傾斜地とその裾野に広がる平坦地帯の水田と、丘陵地の畑地からなっている。

・湯江集落の、境川水系に属する宇良田井原地区では水田、湯江田井原地区では施設園芸作物栽培等が、神津倉・東平原地区では水田の汎用化が、法川・小峰から中山谷、矢半田・水ノ浦にかけては樹園地が広がり、また、古くから地域に伝わる「高来そば」の作付も行われるなど、多彩な農業が展開されている。

・高来西では、田島川流域は水田、深海川・小江川及び支流一帯でも水田、丘陵地の畑地では果樹を主体として、露地野菜や花き栽培などが行われている。

・高齢化が進んでいることが伺われる。

・後継者不足により、今後、後継者未定等の農地が生じてくる。

・国道207号線以南の圃場をはじめ、地区内の河川流域において水田地帯となっており水稻の作付が盛んであるが、丘陵地域の畑では、特に栽培がされていない遊休農地が増加している。

・遊休農地の増加により、有害鳥獣(イノシシ)の被害が増加している。

・農地の排水不良等により、水田の汎用化が進んでいない集落がある。

・後継者不足により、入り作を求める声もある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻、みかん、いちご、ゴーヤ、アスパラガス等施設園芸作物の作付面積の拡大を図る。圃場整備を完了した水田については、農業機械の共同利用や大型農業機械による農作業の受委託等を推進し低コスト化を図る。今後は未整備水田を中心とした圃場整備や用水路等整備による水田の汎用化を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			別紙のとおり			ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			na	na		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0.0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。